

◎放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 測定の義務等（第二十条―第二十九条の七）</p> <p>第五章～第六章（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 管理区域 外部放射線に係る線量が文部科学大臣が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号ハ、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五（第九号を除く。）、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号ロ、第十九条第一項（第十三号ニ及び第十六号を除く。）、第三項及び第五項第二号、第二十条（第一項第四号ロ及びハを除く。）、第二十一条第一項第四号、第二十二条第一項第三号、第二十</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 測定等の義務（第二十条―第二十九条）</p> <p>第五章～第六章（略）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 管理区域 外部放射線に係る線量が文部科学大臣が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が文部科学大臣が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えるおそれのある場所</p> |

二条の三第一項、第二十四条第一項第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号ニ並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七並びに第三十九条第二項において同じ。)の濃度が文部科学大臣が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えるおそれのある場所

二 作業室 密封されていない放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は放射性同位元素若しくは放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によつて汚染された物(以下「放射性汚染物」という。)で密封されていないものの詰替えをする室

三 廃棄作業室 放射性同位元素又は放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出し、又はコンクリートその他の固型化材料により固型化(固型化するための処理を含む。以下同じ。)する作業を行う室

四〇十三 (略)

(使用の許可の申請)

第二条 (略)

2 前項の申請書には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号。以下「令」という。)第三条第三項の規定により、次の書類を添えなければならない。

一〇六の二 (略)

二 作業室 密封されていない放射性同位元素の使用をし、又は放射性同位元素によつて汚染された物で密封されていないものの詰替え(許可廃棄業者がする場合に限る。)をする室

三 廃棄作業室 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物(以下「放射性同位元素等」という。)を焼却した後その残渣を焼却炉から搬出し、又はコンクリートその他の固型化材料により固型化(固型化するための処理を含む。以下同じ。)する作業を行う室

四〇十三 (略)

(使用の許可の申請)

第二条 (略)

2 前項の申請書には、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号。以下「令」という。)第三条第三項の規定により、次の書類を添えなければならない。

一〇六の二 (略)

七 排気設備が第十四条の十一第一項第四号イからハまでに規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面、排気設備の位置及び排気の系統を示す図面、排気監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同号ハ(2)かつこ書の措置を講ずる場合に限る。）及び排気監視設備の詳細を記載した書面並びに排気監視設備の位置を示す図面並びに同号ハ(3)の排気設備とする場合には、その理由を記載した書面

八 排水設備が第十四条の十一第一項第五号イに規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面、排水設備の位置及び排水の系統を示す図面、排水監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同項第四号ハ(2)かつこ書の措置を講ずる場合に限る。）及び排水監視設備の詳細を記載した書面並びに排水監視設備の位置を示す図面並びに同項第五号イ(3)の排水設備とする場合には、その理由を記載した書面

九 十一（略）

3（略）

（使用の届出）

第三条（略）

2 前項の届書には、令第四条第二項の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 二（略）

三 貯蔵施設の遮蔽壁その他の遮蔽物が第十四条の九第三号に規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面

七 排気設備が第十四条の十一第一項第四号イ及びロに規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面、排気設備の位置及び排気の系統を示す図面、排気監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同号ロ(2)かつこ書の措置を講ずる場合に限る。）及び排気監視設備の詳細を記載した書面並びに排気監視設備の位置を示す図面並びに同号ロ(3)の排気設備とする場合には、その理由を記載した書面

八 排水設備が第十四条の十一第一項第五号イに規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面、排水設備の位置及び排水の系統を示す図面、排水監視設備を設ける場合には、工場又は事業所に隣接する区域の状況（同項第四号ロ(2)かつこ書の措置を講ずる場合に限る。）及び排水監視設備の詳細を記載した書面並びに排水監視設備の位置を示す図面並びに同項第五号イ(3)の排水設備とする場合には、その理由を記載した書面

九 十一（略）

3（略）

（使用の届出）

第三条（略）

2 前項の届書には、令第四条第二項の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 二（略）

三 貯蔵施設のしやへい壁その他のしやへい物が第十四条の九第三号に規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面

(販売及び賃貸の業の届出)

第六条 (略)

2 前項の届書には、令第六条の規定により、予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量 (予定事業期間が一年に満たない場合にあつては、その期間の販売予定数量) 又は最大賃貸予定数量 (予定事業期間中の任意の時点において現に賃貸していることが予定される数量のうち最大のもの) を記載した書面を添えなければならない。

(削除)

(削除)

(廃棄の業の許可の申請)

第七条 (略)

2 第二条第二項 (同項第四号かつこ書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。) 及び第三項の規定は、令第七条において準用する令第三条第三項の規定により前項の申請書に添えなければならない書類について準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「予定使用開始時期及び予定使用期間」とあるのは「予定事業開始時期、予定事業期間並びに放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第三号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄

(販売及び賃貸の業の届出)

第六条 (略)

2 前項の届書には、令第六条の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 法人にあつては、登記事項証明書

二 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量 (予定事業期間が一年に満たない場合にあつては、その期間の販売予定数量) 又は最大賃貸予定数量 (予定事業期間中の任意の時点において現に賃貸していることが予定される数量のうち最大のもの) を記載した書面

(廃棄の業の許可の申請)

第七条 (略)

2 第二条第二項 (同項第四号かつこ書、第六号の二、第九号及び第十号を除く。) 及び第三項の規定は、令第七条において準用する令第三条第三項の規定により前項の申請書に添えなければならない書類について準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「予定使用開始時期及び予定使用期間」とあるのは「予定事業開始時期、予定事業期間並びに放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第三号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄

物貯蔵施設」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第四号及び第五号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」と、同項第六号中「第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号、第十四条の十において準用する第十四条の九第三号」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、「第十四条の七第一項第三号ロかつこ書」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号ロかつこ書」と、同項第七号中「第十四条の十一第一項第四号イからハまで」とあるのは「第十四条の十一第一項第四号イ及びハ」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第八号中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第十一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第四条の二第一項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(廃棄の業に係る変更の許可の申請)

第九条の三 第九条の規定は、令第十条の廃棄の業に係る変更の許可の申請について準用する。この場合において、第九条第一項中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第九」と、同条第二項第一号中「変更の予定時期」とあるのは「変更の予定時期並びに変更に係る放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第二号中「第二条第二項第三号から第十号まで」とあるのは「第七条第二項において準用する第二条第二項第三号から第八号まで」と読み替えるものとする。

2 (略)

物貯蔵施設」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第四号及び第五号中「使用施設、貯蔵施設」とあるのは「廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設」と、同項第六号中「第十四条の七第一項第三号、第十四条の九第三号」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号、第十四条の十において準用する第十四条の九第三号」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、「第十四条の七第一項第三号ロかつこ書」とあるのは「第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第三号ロかつこ書」と、同項第七号及び第八号中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第十一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第四条の二第一項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(廃棄の業に係る変更の許可の申請)

第九条の三 第九条の規定は、令第十条の廃棄の業に係る変更の許可の申請について準用する。この場合において、第九条第一項中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第九」と、同条第二項第一号中「変更の予定時期」とあるのは「変更の予定時期並びに変更に係る放射性同位元素等の年間収集予定数量及び廃棄の方法ごとの年間廃棄予定数量」と、同項第二号中「第十号まで」とあるのは「第六号まで並びに第七号及び第八号」と読み替えるものとする。

2 (略)

(届書の提出部数等)

第十二条

1 3 (略)

4 第五条、第十条の三第一項並びに前条第一項の届書の提出部数は、それぞれ一通とする。

5 前各項の届書(第五条の届書を除く。)の提出は、当該届出に係る許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては事業所等又は使用の場所の所在地、届出販売業者又は届出賃貸業者にあつてはその住所が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前各項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(認証の基準)

第十四条の三 放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)に係る法第十二条の三第一項の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計が次に掲げる基準に適合していることが、その試作品により確認されていること。

イ 3 (略)

ハ 当該放射性同位元素装備機器を当該申請に係る使用、保管及び運搬に関する条件に従つて取り扱うとき、人体内部に放射性同位元素を摂取することにより、放射線に被ばくするおそれがないこと。

ニ 3 へ

(届書の提出部数等)

第十二条

1 3 (略)

4 第五条第一項及び第二項、第十条の三第一項並びに前条第一項の届書の提出部数は、それぞれ一通とする。

5 前各項の届書(第五条第一項及び第二項の届書を除く。)の提出は、当該届出に係る許可届出使用者又は許可廃棄業者にあつては事業所等又は使用の場所の所在地、届出販売業者又は届出賃貸業者にあつてはその住所が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前各項の届出をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出るものとする。

(認証の基準)

第十四条の三 放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)に係る法第十二条の三第一項の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る放射性同位元素装備機器の放射線障害防止のための機能を有する部分の設計が次に掲げる基準に適合していることが、その試作品により確認されていること。

イ 3 (略)

ハ 当該放射性同位元素装備機器を、当該申請に係る使用、保管及び運搬に関する条件に従つて取り扱うとき、内部被ばく(人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。)のおそれがないこと。

ニ 3 へ

二 (略)

2 放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件に係る法第十二条の三第一項の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一～二 (略)

三 当該放射性同位元素装備機器は、第十四条の九第二号の貯蔵室若しくは貯蔵箱において又は「放射性」若しくは「RADIOACTIVE」の表示を有する専用の容器に入れて保管すること。

四 (略)

五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ハ (略)

ト 見やすい位置に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示及び「L型輸送物相当」の表示を付すること。ただし、文部科学大臣の定める場合は、この限りでない。

チ～リ (略)

六 (略)

3～4 (略)

(添付文書)

第十四条の六 法第十二条の六の文書は、別記様式第四、別記様式第三十七及び別記様式第三十六(表示付認証機器の場合に限る。

)並びに次に掲げる事項を記載した文書とし、放射性同位元素装備機器ごとに添付しなければならない。

一～三 (略)

(使用施設の基準)

二 (略)

2 放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件に係る法第十二条の三第一項の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一～二 (略)

三 当該放射性同位元素装備機器は、第十四条の九第二号の貯蔵室若しくは貯蔵箱において又は「放射性」若しくは「Radioactive」の表示を有する専用の容器に入れて保管すること。

四 (略)

五 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、次に掲げる基準に適合すること。

イ～ハ (略)

ト 見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示及び「L型輸送物相当」の表示を付すること。ただし、文部科学大臣の定める場合は、この限りでない。

チ～リ (略)

六 (略)

3～4 (略)

(添付文書)

第十四条の六 法第十二条の六の文書は、別記様式第四及び別記様式第三十四(表示付認証機器の場合に限る。)並びに次に掲げる

事項を記載した文書とし、放射性同位元素装備機器ごとに添付しなければならない。

一～三 (略)

(使用施設の基準)

第十四条の七 法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜二 (略)

三 使用施設には、次の線量をそのそれぞれについて文部科学大臣が定める線量限度以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

イ〜ロ (略)

四 密封されていない放射性同位元素の使用をする場合には、次に定めるところにより、作業室を設けること。

イ〜ロ (略)

ハ 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。

五〜七 (略)

七の二 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によつて汚染された物(以下「放射化物」という。)であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものを保管する場合には、次に定めるところにより、放射化物保管設備を設けること。

イ 放射化物保管設備は、外部と区画された構造とすること。

ロ 放射化物保管設備の扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。

ハ 放射化物保管設備には、耐火性の構造で、かつ、第十四条の九第四号(第十四条の十において準用する場合を含む。第十四条の十一第一項第八号ハにおいて同じ。)の基準に適合する容器を備えること。ただし、放射化物が大型機械等であつてこれを容器に入れることが著しく困難な場合において、

第十四条の七 法第六条第一号の規定による使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜二 (略)

三 使用施設には、次の線量をそのそれぞれについて文部科学大臣が定める線量限度以下とするために必要なしやへい壁その他のしやへい物を設けること。

イ〜ロ (略)

四 密封されていない放射性同位元素の使用をする場合には、次に定めるところにより、作業室を設けること。

イ〜ロ (略)

ハ 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素等の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。

五〜七 (略)

(新設)

汚染の広がりを防止するための特別の措置を講ずるときは、この限りでない。

八 (略)

九 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室、汚染検査室、放射化物保管設備、第七号の二へに規定する容器及び管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

2ゝ5 (略)

6 第一項第七号の規定は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室内において人が被ばくするおそれのある線量が同項第三号イに掲げる線量についての線量限度以下となるように遮蔽壁その他の遮蔽物が設けられている場合には、適用しない。

(廃棄物詰替施設の基準)

第十四条の八 前条第一項(第六号から第七号の二までを除く。)の規定は、法第七条第一号の規定による廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。この場合において、前条第一項第三号ロ中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第四号及び第五号中「密封されていない放射性同位元素の使用をする」とあるのは「密封されていない放射性同位元素等の詰替えをする」と、同項第四号ハ中「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第九号中「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「放射性同位元素等の詰替えを

八 (略)

九 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室、汚染検査室及び管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

2ゝ5 (略)

6 第一項第七号の規定は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室内において人が被ばくするおそれのある線量が同項第三号イに掲げる線量についての線量限度以下となるようにしやへい壁その他のしやへい物が設けられている場合には、適用しない。

(廃棄物詰替施設の基準)

第十四条の八 前条第一項(第六号及び第七号を除く。)の規定は、法第七条第一号の規定による廃棄物詰替施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。この場合において、前条第一項第三号ロ中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同項第四号及び第五号中「密封されていない放射性同位元素の使用をする」とあるのは「密封されていない放射性同位元素等の詰替えをする」と、同項第九号中「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「放射性同位元素等の詰替えをする室」と読み替えるものとする。

する室」と、「放射化物保管設備、第七号の二ハに規定する容器及び」とあるのは「及び」と読み替えるものとする。

(貯蔵施設の基準)

第十四条の九 法第六条第二号及び法第十三条第二項の規定による貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜二 (略)

三 貯蔵施設には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

四〜七 (略)

(廃棄物貯蔵施設の基準)

第十四条の十 前条の規定は、法第七条第二号の規定による廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。この場合において、前条第二号中「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同条第四号中「放射性同位元素を入れる」とあるのは「放射性同位元素等を入れる」と読み替えるものとする。

(廃棄施設の基準)

第十四条の十一 法第六条第三号及び法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準（廃棄物埋設地に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一〜二 (略)

三 廃棄施設には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

(貯蔵施設の基準)

第十四条の九 法第六条第二号及び法第十三条第二項の規定による貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜二 (略)

三 貯蔵施設には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合するしやへい壁その他のしやへい物を設けること。

四〜七 (略)

(廃棄物貯蔵施設の基準)

第十四条の十 前条の規定は、法第七条第二号の規定による廃棄物貯蔵施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。この場合において、「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。

(廃棄施設の基準)

第十四条の十一 法第六条第三号及び法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準（廃棄物埋設地に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一〜二 (略)

三 廃棄施設には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合するしやへい壁その他のしやへい物を設けること。

四 密封されていない放射性同位元素等の使用若しくは詰替えをする場合又は放射線発生装置を使用する場合（当該放射線発生装置の使用をする室において空気中の当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度が文部科学大臣が定める濃度限度を超えるおそれがある場合に限る。）には、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、排気設備を設けることが、著しく使用の目的を妨げ、若しくは作業の性質上困難である場合において、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によつて空気を汚染するおそれのないときには、この限りでない。

イ 密封されていない放射性同位元素等の使用又は詰替えに係る排気設備は、作業室又は廃棄作業室内の人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

ロ 放射線発生装置の使用に係る排気設備は、当該放射線発生装置の運転を停止している期間（当該放射線発生装置の使用をする室内に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設ける場合にあつては、当該インターロックにより人を立ち入らせないこととしている期間を除く。）における当該放射線発生装置の使用をする室内の空気中において、当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

ハ （略）

(1) （略）

(2) 排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界（事業所等の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講

四 密封されていない放射性同位元素等の使用又は詰替えをする場合には、次に定めるところにより、排気設備を設けること。ただし、排気設備を設けることが、著しく使用の目的を妨げ、若しくは作業の性質上困難である場合において、気体状の放射性同位元素を発生し、又は放射性同位元素によつて空気を汚染するおそれのないときには、この限りでない。

イ 排気設備は、作業室又は廃棄作業室内の人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

（新設）

ロ （略）

(1) （略）

(2) 排気監視設備を設けて排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界（事業所等の境界に隣接する区域に人がみだりに立ち入らないような措置を講

した場合には、事業所等及び当該区域から成る区域の境界。
。以下この号及び次号並びに第十九条第一項第二号及び第五号において同じ。）の外の空気中の放射性同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

(3) (略)

二(ホ) (略)

五 (略)

六 放射性同位元素等を焼却する場合には、次に定めるところにより、焼却炉を設けるほか、第四号の基準に適合する排気設備、第十四条の七第一項第四号（第十四条の八において準用する場合を含む。次号において同じ。）の基準に適合する廃棄作業室及び第十四条の七第一項第五号（第十四条の八において準用する場合を含む。次号において同じ。）の基準に適合する汚染検査室を設けること。

イ(ハ) (略)

七 (略)

八 放射性同位元素等を保管廃棄する場合（第十九条第一項第十三号二の規定により保管廃棄する場合を除く。）には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。

イ(ロ) (略)

ハ 保管廃棄設備には、耐火性の構造で、かつ、第十四条の九第四号の基準に適合する容器を備えること。ただし、放射性汚染物が大型機械等であつてこれを容器に封入することが著しく困難な場合において、汚染の広がり防止のための特別の措置を講ずるときは、この限りでない。

した場合には、事業所等及び当該区域から成る区域の境界。
。この号及び次号並びに第十九条第一項第二号及び第五号において同じ。）の外の空気中の放射性同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とする能力を有すること。

(3) (略)

ハ(ニ) (略)

五 (略)

六 放射性同位元素等を焼却する場合には、次に定めるところにより、焼却炉を設けるほか、第四号の基準に適合する排気設備、第十四条の七第一項第四号の基準に適合する廃棄作業室及び同項第五号の基準に適合する汚染検査室を設けること。

イ(ハ) (略)

七 (略)

八 放射性同位元素等を保管廃棄する場合（第十九条第一項第十三号二の規定により保管廃棄する場合を除く。）には、次に定めるところにより、保管廃棄設備を設けること。

イ(ロ) (略)

ハ 保管廃棄設備には、耐火性の構造で、かつ、第十四条の九第四号の基準に適合する容器を備えること。ただし、放射性同位元素によつて汚染された物が大型機械等であつてこれを容器に封入することが著しく困難な場合（第十九条第一項第十三号二の規定により保管廃棄する場合を除く。）において、汚染の広がり防止のための特別の措置を講ずるときは、この限りでない。

九 (略)

十 排気設備、排水設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備、第八号ハに規定する容器及び管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

2 前項第四号ハ(3)又は第五号イ(3)の承認を受けた排気設備又は排水設備が、当該承認に係る能力を有すると認められなくなつたときは、文部科学大臣は当該承認を取り消すことができる。

3 廃棄物埋設地に係る法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 廃棄物埋設地には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合する遮蔽壁その他の遮蔽物を設けること。

三 廃棄物埋設を行う場合には、次に掲げる基準に適合する外周仕切設備を設けること。ただし、埋設廃棄物(放射性同位元素等であつて埋設の方法による最終的な処分を行おうとするものをいう。以下同じ。)に含まれる放射性同位元素のうち、文部科学大臣が定めるものについての放射能濃度がその種類ごとに文部科学大臣が定める放射能濃度を超えない場合には、この限りでない。

イ(ロ (略)

四(五 (略)

(廃棄物埋設に係る廃棄の業の許可の審査)

第十四条の十二 (略)

一 埋設廃棄物の健全性を損なうおそれのある物質を含まないことその他の文部科学大臣が定める基準に適合する埋設廃棄物のみを埋設すること。

九 (略)

十 排水設備、排気設備、廃棄作業室、汚染検査室、保管廃棄設備、第八号ハに規定する容器及び管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設には、別表に定めるところにより、標識を付すること。

2 前項第四号ロ(3)又は第五号イ(3)の承認を受けた排気設備又は排水設備が、当該承認に係る能力を有すると認められなくなつたときは、文部科学大臣は当該承認を取り消すことができる。

3 廃棄物埋設地に係る法第七条第三号の規定による廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 廃棄物埋設地には、第十四条の七第一項第三号の基準に適合するしやへい壁その他のしやへい物を設けること。

三 外周仕切設備を設ける場合には、当該設備は次に掲げる基準に適合すること。

イ(ロ (略)

四(五 (略)

(廃棄物埋設に係る廃棄の業の許可の審査)

第十四条の十二 (略)

一 放射性同位元素等であつて埋設しようとするもの(以下「埋設廃棄物」という。)の健全性を損なうおそれのある物質を含まないことその他の文部科学大臣が定める基準に適合する埋設

二〇三 (略)

(定期検査の申請)

第十四条の十七 (略)

2 (略)

3 登録検査機関が行う法第十二条の九第一項の定期検査を受けようとする者は、別記様式第十六の申請書に第一項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録検査機関に提出しなければならない。ただし、次のいずれにも該当する者については、当該書類を添えることを要しない。

一 法第十二条の九第一項の定期検査を受けようとする登録検査機関と同一の機関が過去十年間に行つた法第十二条の八第一項の施設検査若しくは法第十二条の九第一項の定期検査に合格し、又は当該機関が過去十年間に行つた法第十二条の十の定期確認を受けていること。

二 前号の施設検査、定期検査又は定期確認を受けたときに、第十四条の十四第一項各号、本条第一項各号又は第十四条の二十第一項各号に掲げる書類を添えて登録検査機関又は登録定期確認機関に提出していること。

三 第一号の施設検査若しくは定期検査に最後に合格し、又は同号の定期確認を最後に受けた後、法第十条第一項(同項で規定する法第三条第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。)、第二項又は第五項の規定による変更をしていないこと。

第十四条の十八 前条の規定は、法第十二条の九第二項の定期検査の申請について準用する。この場合において、前条第一項中「使

廃棄物のみを埋設すること。

二〇三 (略)

(定期検査の申請)

第十四条の十七 (略)

2 (略)

3 登録検査機関が行う法第十二条の九第一項の定期検査を受けようとする者は、別記様式第十六の申請書に第一項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録検査機関に提出しなければならない。

第十四条の十八 前条の規定は、法第十二条の九第二項の定期検査の申請について準用する。この場合において、前条第一項中「使

用施設等」とあるのは「廃棄物詰替施設等」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同条第二項中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同条第三項第一号中「法第十二条の八第二項」とあるのは「法第十二条の八第二項」と、「法第十二条の九第一項」とあるのは「法第十二条の九第二項」と、同項第二号中「第十四条の十四第一項各号」とあるのは「第十四条の十五において準用する第十四条の十四第一項各号」と、同項第三号中「法第十条第一項」とあるのは「法第十一条第一項」と、「法第三条第二項第一号」とあるのは「法第四条の二第二項第一号」と、「第二項又は第五項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

(定期確認の申請)

第十四条の二十 (略)

2 (略)

3 登録定期確認機関が行う法第十二条の十の定期確認を受けようとする者は、別記様式第十七の申請書に第一項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録定期確認機関に提出しなければならない。ただし、次のいずれにも該当する者については、当該書類を添えることを要しない。

一 法第十二条の十の定期確認を受けようとする登録定期確認機関と同一の機関が過去十年間に行つた法第十二条の八第一項若しくは第二項の施設検査若しくは法第十二条の九第一項若しくは第二項の定期検査に合格し、又は当該機関が過去十年間に行つた法第十二条の十の定期確認を受けていること。

二 前号の施設検査、定期検査又は定期確認を受けたときに、第十四条の十四第一項各号（第十四条の十五において準用する場合を含む。）、第十四条の十七第一項各号（第十四条の十八に

用施設等」とあるのは「廃棄物詰替施設等」と、「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と、同条第二項中「工場又は事業所」とあるのは「廃棄事業所」と読み替えるものとする。

(定期確認の申請)

第十四条の二十 (略)

2 (略)

3 登録定期確認機関が行う法第十二条の十の定期確認を受けようとする者は、別記様式第十七の申請書に第一項各号に掲げる書類を添えて、これを当該登録定期確認機関に提出しなければならない。

において準用する場合を含む。)又は本条第一項各号に掲げる書類を添えて登録検査機関又は登録定期確認機関に提出していること。

三 第一号の施設検査若しくは定期検査に最後に合格し、又は同号の定期確認を最後に受けた後、法第十条第一項(同項で規定する法第三条第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。)、第二項若しくは第五項又は法第十一条第一項(同項で規定する法第四条の二第二項第一号に掲げる事項のうち法人の代表者の氏名の変更を除く。)若しくは第二項の規定による変更をしていないこと。

(使用の基準)

第十五条 法第十五条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準(第三項に係るものを除く。)は、次のとおりとする。

一〜二 (略)

三 放射線業務従事者の線量は、次の措置のいずれかを講ずることにより、実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

イ 遮蔽壁その他の遮蔽物を用いることにより放射線の遮蔽を行うこと。

ロ〜ハ (略)

三の二 (略)

四 作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発生装置の使用をする室における人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、放射性同位元素によつて汚染された空気を浄化し、又は排気することにより、空气中濃度限度を超えないようにすること。

五〜九 (略)

(使用の基準)

第十五条 法第十五条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一〜二 (略)

三 放射線業務従事者の線量は、次の措置のいずれかを講ずることにより、実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

イ しやへい壁その他のしやへい物を用いることにより放射線のしやへいを行うこと。

ロ〜ハ (略)

三の二 (略)

四 作業室内の人が常時立ち入る場所における人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、放射性同位元素によつて汚染された空気を浄化し、又は排気することにより、空气中濃度限度を超えないようにすること。

五〜九 (略)

十 放射性汚染物で、その表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

十の二と十四 (略)

2 (略)

3 法第十五条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準(放射化物であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものに含まれる放射線を放出する同位元素の飛散等により汚染が生じるおそれのある作業(以下この項において「作業」という。)に係るものに限る。)については、次に定めるところによるほか、第一項第一号(ただし書を除く。)、第三号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用」とあるのは「第十五条第三項に規定する作業」と、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射化物」と、同項第五号、第七号及び第八号中「作業室」とあるのは「第十五条第三項に規定する作業を行う場所」と、同項第八号中「放射性同位元素による汚染」とあるのは「放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素による汚染」と、同項第十号中「放射性汚染物」とあるのは「放射化物」と、「放射性同位元素」とあるのは「放射線を放出する同位元素」と読み替えるものとする。

一 敷物、受皿その他の器具を用いることにより、放射線を放出する同位元素による汚染の広がりを防止すること。

二 作業の終了後、当該作業により生じた汚染を除去すること。

(保管の基準)

第十七条 許可届出使用者に係る法第十六条第一項の文部科学省令

十 放射性同位元素によつて汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

十の二と十四 (略)

2 (略)

(新設)

(保管の基準)

第十七条 許可届出使用者に係る法第十六条第一項の文部科学省令

で定める技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号口中「放射線発生装置」とあるのは「放射化物」と読み替えるものとする。

一〇二 (略)
(削除)

三 (略)

四〇六 (略)

六の二 放射化物であつて放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの保管は、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

イ 容器に入れ、かつ、放射化物保管設備において保管すること。

ロ 第十四条の七第一項第七号の二ハただし書に該当する場合には、放射化物保管設備において保管すること。

七 放射性汚染物で、その表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

八〇九 (略)

2 許可廃棄業者に係る法第十六条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号並びに前項第二号、第四号から第六号まで及び第七号から第九号までの規定を準用する。この場合において、第十五条第一項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、前項第二号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、「放射性同位元素」とあるのは

で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 放射線業務従事者の線量は、第十五条第一項第三号イから、までに規定する措置のいずれかを講ずることにより、実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

三〇二 (略)

四〇六 (略)

(新設)

七 放射性同位元素によつて汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

八〇九 (略)

2 許可廃棄業者に係る法第十六条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準については、次に定めるところによるほか、前項第二号、第三号及び第四号から第九号までの規定を準用する。この場合において、同項第二号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第四号中「空気を汚染するおそれのある放射性同位元素」とあるのは「空気を汚染するおそれのある放射性同位元素等

「放射性同位元素等」と、同項第四号中「空気を汚染するおそれのある放射性同位元素」とあるのは「空気を汚染するおそれのある放射性同位元素等」と、「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、同項第五号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第六号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、「液体状の放射性同位元素」とあるのは「液体状の放射性同位元素等」と、「固体状の放射性同位元素」とあるのは「固体状の放射性同位元素等」と、同項第八号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と読み替えるものとする。

一〇二 (略)

(事業所等における運搬の基準)

第十八条 法第十七条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ 放射性汚染物（当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が文部科学大臣の定める濃度を超えないものに限る。）であつて放射性同位元素の飛散又は漏えいの防止その他の文部科学大臣の定める放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 放射性汚染物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを文部科学大臣の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 (略)

三 放射性同位元素等を封入した容器（第一号ただし書の規定に

）と、「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、同項第五号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第六号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と、「液体状の放射性同位元素」とあるのは「液体状の放射性同位元素等」と、「固体状の放射性同位元素」とあるのは「固体状の放射性同位元素等」と、同項第八号中「貯蔵施設」とあるのは「廃棄物貯蔵施設」と読み替えるものとする。

一〇二 (略)

(事業所等における運搬の基準)

第十八条 法第十七条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ 放射性同位元素によつて汚染された物（当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が文部科学大臣の定める濃度を超えないものに限る。）であつて放射性同位元素の飛散又は漏えいの防止その他の文部科学大臣の定める放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 放射性同位元素によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを文部科学大臣の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二 (略)

三 放射性同位元素等を封入した容器（第一号ただし書の規定に

より同号イ又はロに規定する放射性汚染物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該放射性汚染物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素等を運搬する機械又は器具（以下この条において「車両等」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における線量当量率がそれぞれ文部科学大臣の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四（略）

二（略）

（放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬）

第十八条の三（略）

二 前項の規定にかかわらず、放射能濃度が低い放射性同位元素等であつて危険性が少ないものとして文部科学大臣の定めるもの（以下「低比放射性同位元素」という。）及び放射性同位元素によつて表面が汚染された物であつて危険性が少ないものとして文部科学大臣の定めるもの（以下「表面汚染物」という。）は、文部科学大臣の定める区分に応じ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として運搬することができる。

三（略）

（L型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の四 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一（略）

六 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「RADIOACTI

より同号イ又はロに規定する放射性同位元素によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該放射性同位元素によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素を運搬する機械又は器具（以下この条において「車両等」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における線量当量率がそれぞれ文部科学大臣の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

四（略）

二（略）

（放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬）

第十八条の三（略）

二 前項の規定にかかわらず、放射能濃度が低い放射性同位元素等であつて危険性が少ないものとして文部科学大臣の定めるもの（以下「低比放射性同位元素」という。）及び放射性同位元素等によつて表面が汚染された物であつて危険性が少ないものとして文部科学大臣の定めるもの（以下「表面汚染物」という。）は、文部科学大臣の定める区分に応じ、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物又はIP-3型輸送物として運搬することができる。

三（略）

（L型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の四 L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一（略）

六 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioacti

記」の表示を有していること。ただし、文部科学大臣の定める場合は、この限りでない。

七〽八 (略)

(廃棄の基準)

第十九条 許可使用者及び許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準（第三項に係るものを除く。）については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号、第四号から第十号まで、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第四号中「作業室内の人が常時立ち入る場所又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「廃棄作業室内の人が常時立ち入る場所」と、同項第五号から第八号までの規定中「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同項第九号中「放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と、「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 前号の方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。

イ 第十四条の十一第一項第四号ハ(1)の排気設備において廃棄する場合にあつては、当該設備の排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とすること。

ロ 第十四条の十一第一項第四号ハ(2)の排気設備において廃棄する場合にあつては、排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界の外の空気中の放射性同位

記」の表示を有していること。ただし、文部科学大臣の定める場合は、この限りでない。

七〽八 (略)

(廃棄の基準)

第十九条 許可使用者及び許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準（第三項に係るものを除く。）については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号、第四号から第十号まで、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第四号から第九号までの規定中「作業室」とあるのは「廃棄作業室」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「廃棄施設」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 前号の方法により廃棄する場合にあつては、次に定めるところにより行うこと。

イ 第十四条の十一第一項第四号ロ(1)の排気設備において廃棄する場合にあつては、当該設備の排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とすること。

ロ 第十四条の十一第一項第四号ロ(2)の排気設備において廃棄する場合にあつては、排気中の放射性同位元素の濃度を監視することにより、事業所等の境界の外の空気中の放射性同位

元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とすること。

ハ 第十四条の十一第一項第四号ハ(3)の排気設備において廃棄する場合にあつては、排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量を文部科学大臣が定める線量限度以下とすること。

三、十五 (略)

十六 第十三号ニの規定により保管廃棄する陽電子断層撮影用放射性同位元素等については、同号ニの文部科学大臣が定める期間を経過した後は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物ではないものとする。

十七 (略)

2 (略)

3 許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準(語替えに係るものに限る。)については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第一号の二、第三号、第四号から第十号まで及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第一号の二中「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第四号中「場所又は放射線発生装置の使用をする室」とあるのは「場所」と、同項第九号中「放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 密封された放射性同位元素等の密封されたままでの語替えをする場合には、その放射性同位元素等を次に適合する状態において語替えをし、かつ、敷物、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を用い

元素の濃度を文部科学大臣が定める濃度限度以下とすること。

ハ 第十四条の十一第一項第四号ロ(3)の排気設備において廃棄する場合にあつては、排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、事業所等の境界の外における線量を文部科学大臣が定める線量限度以下とすること。

三、十五 (略)

十六 第十三号ニの規定により保管廃棄する陽電子断層撮影用放射性同位元素等については、同号ニの文部科学大臣が定める期間を経過した後は、放射性同位元素等ではないものとする。

十七 (略)

2 (略)

3 許可廃棄業者に係る法第十九条第一項の文部科学省令で定める技術上の基準(廃棄のための語替えに係るものに限る。)については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第一号の二、第三号、第四号から第十号まで及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第一号の二中「放射性同位元素」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第三号ロ中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 密封された放射性同位元素等の密封されたままでの語替えをする場合には、その放射性同位元素等を次に適合する状態において語替えをし、かつ、敷物、受皿、吸収材その他放射性同位元素等による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を用

ること。

イ（略）

三（略）

4 届出使用者に係る法第十九条第一項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号、第十号、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素によつて汚染された物」と、同項第十号中「放射性汚染物」とあるのは「放射性同位元素によつて汚染された物」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「管理区域」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄は、容器に封入し、一定の区画された場所内に放射線障害の発生を防止するための措置を講じて行うこと。

二（略）

5 法第十九条第二項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは、「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素を廃棄する場合には、許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者に廃棄を委託すること。

二 放射性汚染物を廃棄する場合には、当該放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の種類が許可証に記載されている許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者に廃棄を委託すること。

三（略）

いること。

イ（略）

三（略）

4 届出使用者に係る法第十九条第一項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号、第十号、第十一号及び第十二号の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは「放射性同位元素等」と、同項第十一号中「使用施設又は管理区域」とあるのは「管理区域」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素等の廃棄は、容器に封入し、一定の区画された場所内に放射線障害の発生を防止するための措置を講じて行うこと。

二（略）

5 法第十九条第二項の規定による廃棄の技術上の基準については、次に定めるところによるほか、第十五条第一項第三号の規定を準用する。この場合において、同号中「放射性同位元素又は放射線発生装置」とあるのは、「放射性同位元素等」と読み替えるものとする。

一 放射性同位元素等は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

イ 許可使用者又は許可廃棄業者に保管廃棄を委託すること。

ロ 廃棄物埋設に係る許可を受けた許可廃棄業者に廃棄物埋設を委託すること。

三（略）

第四章 測定の義務等

(測定)

第二十条 法第二十条第一項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。

一〜三 (略)

四 第二号の測定は、作業を開始する前に一回及び作業を開始した後にあつては次に定めるところにより行うこと。

イ (略)

ロ 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場所であつて、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときの放射線の量の測定（ハの測定を除く。）は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ハ 下限数量に千を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うときの放射線の量の測定は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ニ 排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、排気し、又は排水する都度（連続して排気し、又は排水する場合は、連続して）行うこと。

2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）による線量について、次に定めるところにより行う。

一〜二 (略)

3 法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用い、次に定めるところにより行う。ただし、

第四章 測定等の義務

(測定)

第二十条 法第二十条第一項の規定による測定は、次に定めるところにより行う。

一〜三 (略)

四 第二号の測定は、作業を開始する前に一回及び作業を開始した後にあつては次に定めるところにより行うこと。

イ (略)

ロ 密封された放射性同位元素又は放射線発生装置を固定して取り扱う場所であつて、取扱いの方法及びしやへい壁その他のしやへい物の位置が一定しているときの放射線の量の測定（ハの測定を除く。）は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ハ 三・七ギガベクレル以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うときの放射線の量の測定は、六月を超えない期間ごとに一回行うこと。

ニ 排気設備の排気口、排水設備の排水口、排気監視設備のある場所及び排水監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定は、排気し、又は排水するつど（連続して排気し、又は排水する場合は、連続して）行うこと。

2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量について、次に定めるところにより行う。

一〜二 (略)

3 法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用い、次に定めるところにより行う。ただし、

放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

一 (略)

二 密封されていない放射性同位元素等の使用、語替え、焼却又はコンクリートその他の固型化材料による固型化を行う放射線施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに行うこと。

4 法第二十条第三項の文部科学省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 第一項の測定の結果については、測定の都度の事項について記録し、五年間これを保存すること。

二〜五の二 (略)

六 当該測定の対象者に対し、第二号から前号までの記録の写しを記録の都度交付すること。

七〜八 (略)

(放射線障害予防規程)

第二十一条 法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。

一〜一の四 (略)

一の五 放射線施設(届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域)の点検に関する事。

二〜十三 (略)

2 法第二十一条第一項の規定による届出は、別記様式第二十五の届書に放射線障害予防規程を添えて、しなければならない。

3 法第二十一条第三項の規定による届出は、別記様式第二十六の

放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。

一 (略)

二 密封されていない放射性同位元素を取り扱う施設に立ち入る者について、当該施設から退出するときに行うこと。

4 法第二十条第三項の文部科学省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 第一項の測定の結果については、測定のつど次の事項について記録し、五年間これを保存すること。

二〜五の二 (略)

六 当該測定の対象者に対し、第二号から前号までの記録の写しを記録のつど交付すること。

七〜八 (略)

(放射線障害予防規程)

第二十一条 法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。

一〜一の四 (略)

一の五 放射線施設(届出使用者が密封された放射性同位元素の使用若しくは語替えをし、又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあつては、管理区域)の点検に関する事。

二〜十三 (略)

2 法第二十一条第一項の規定による届出は、別記様式第二十五の届書により、しなければならない。

3 法第二十一条第三項の規定による届出は、別記様式第二十六の

届書に変更後の放射線障害予防規程を添えて、しなければならない。

4 (略)

(健康診断)

第二十二條 (略)

2 法第二十三條第二項の文部科学省令で定める措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 健康診断の結果については、健康診断の都度次の事項について記録すること。

イ ホ (略)

二 健康診断を受けた者に対し、健康診断の都度、前号の記録の写しを交付すること。

三 四 (略)

(記帳)

第二十四條 法第二十五條第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出貸貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

イ 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素等の種類及び数量

ロ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

ハ ケ (略)

ト 貯蔵施設における保管に係る放射性同位元素及び放射化物保管設備における保管に係る放射化物の種類及び数量

チ 貯蔵施設における放射性同位元素及び放射化物保管設備に

届書により、変更後の放射線障害予防規程を添えて、しなければならない。

4 (略)

(健康診断)

第二十二條 (略)

2 法第二十三條第二項の文部科学省令で定める措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 健康診断の結果については、健康診断のつど次の事項について記録すること。

イ ホ (略)

二 健康診断を受けた者に対し、健康診断のつど、前号の記録の写しを交付すること。

三 四 (略)

(記帳)

第二十四條 法第二十五條第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出貸貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

イ 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

ハ ケ (略)

ト 保管に係る放射性同位元素の種類及び数量

チ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

おける放射化物の保管の期間、方法及び場所

リ 貯蔵施設における放射性同位元素及び放射化物保管設備に

おける放射化物の保管に従事する者の氏名

ヌゝカ (略)

ヨ 放射線施設(届出使用者が密封された放射性同位元素の使用又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域)の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行つた者の氏名

タゝレ (略)

二 届出販売業者及び届出賃貸業者については、次によるものとする。

イゝロ (略)

ハ 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ニゝホ (略)

ヘ 廃棄を委託した放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量

ト 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の委託の年月日及び委託先の氏名又は名称

三ゝ四 (略)

五 法第三十三条の二第一項の規定により濃度確認を受けようとする者については、前各号に定めるもののほか、次によるものとする。

イ 濃度確認対象物(放射性汚染物であつて、法第三十三条の

二第一項の規定により濃度確認を受けようとするものをいう

リ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

ヌゝカ (略)

ヨ 放射線施設(届出使用者が密封された放射性同位元素の使用又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあつては、管理区域)の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行つた者の氏名

タゝレ (略)

二 届出販売業者及び届出賃貸業者については、次によるものとする。

イゝロ (略)

ハ 放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ニゝホ (略)

ヘ 廃棄を委託した放射性同位元素等の種類及び数量

ト 放射性同位元素等の廃棄の委託の年月日及び委託先の氏名又は名称

三ゝ四 (略)

(新設)

。以下同じ。)の種類、発生日時及び場所

ロ 評価単位(濃度確認対象物について、その全体を二以上の集合に分割して一の集合ごとに放射能濃度の測定及び評価を行う場合、又はその全体を一の集合として放射能濃度の測定及び評価を行う場合における当該それぞれの集合をいう。以下同じ。)ごとの重量及び当該評価単位に含まれる評価対象放射性同位元素(評価単位に含まれる放射性同位元素であつて、法第三十三条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、測定及び評価を行うものをいう。以下同じ。)の種類ごとの濃度

ハ 放射能濃度の決定に当たり、放射性同位元素の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果

ニ 放射能濃度の決定に当たり、計算によつて放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果

ホ 放射能濃度の決定に当たり、濃度確認対象物について放射性同位元素による汚染の除去を行った場合は、汚染の除去を行った後の放射能濃度を測定した結果

ヘ 放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件

ト 放射線測定装置の点検及び校正の結果

チ 濃度確認対象物の保管の方法及び場所

2 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡、解散若しくは分割(法第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつた場合に限る。)

3 法第二十五条第四項の規定による帳簿の保存の期間は、前項に

2 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡若しくは解散の日(第二十六条及び第二十七条において「廃止日等」という。)に前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。

3 法第二十五条第四項の規定による帳簿の保存の期間は、前項に

規定する帳簿の閉鎖後五年間とする。ただし、第一項第四号イからニまで及びホ（廃棄物理設地に係る部分に限る。）に係る帳簿並びに同項第五号に係る帳簿の保存の期間は、それぞれ廃棄の業を廃止するまでの期間及び事業所等から搬出された後五年間とする。

（使用の廃止等の届出）

第二十五条 法第二十七条第一項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。）は、遅滞なく、別記様式第三十二の届書により、しなければならない。

2 法第二十七条第三項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。）は、遅滞なく、別記様式第三十三の届書により、しなければならない。

（削除）

3 第一項又は第二項の届書には、許可証を添えなければならない。ただし、法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の規定による届出については、この限りでない。

4 （略）

（削除）

5 （略）

（許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置）

第二十六条 法第二十八条第一項に規定する許可取消使用者等が同項の規定により講じなければならない措置（以下この条において

規定する帳簿の閉鎖後五年間とする。ただし、第一項第四号イからニまで及びホ（廃棄物理設地に係る部分に限る。）に係る帳簿の保存の期間は、廃棄の業を廃止するまでの期間とする。

（使用の廃止等の届出）

第二十五条 法第二十七条第一項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。）は、使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日から三十日以内に別記様式第三十二の届書により、しなければならない。

2 法第二十七条第三項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものを除く。）は、死亡又は解散の日から三十日以内に別記様式第三十三の届書により、しなければならない。

3 法第二十七条第一項又は第三項の規定による届出（表示付認証機器届出使用者に係るものに限る。）は、使用の廃止の日又は死亡若しくは解散の日から三十日以内に別記様式第三十四又は別記様式第三十三の届書により、しなければならない。

4 第一項又は第二項の届書には、許可証を添えなければならない。

5 （略）

6 第三項の届書の提出部数は、一通とする。

7 （略）

（許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置）

第二十六条 法第二十八条第一項の規定により同項に規定する者が講じなければならない措置（以下この条において「廃止措置」と

「廃止措置」という。)は、次の各号に定めるところによる。ただし、法第二十八条第七項に規定する従前の届出販売業者又は届出賃貸業者に係る許可取消使用者等(以下この条においてそれぞれ「販売廃止等業者」又は「賃貸廃止等業者」という。)については第六号及び第九号の規定を、同項に規定する従前の表示付認証機器届出使用者に係る許可取消使用者等(以下この条及び次条において「表示付認証機器廃止等使用者」という。)については第六号から第九号までの規定を適用しない。

一 その所有する放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃業業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

二 その借り受けている放射性同位元素を輸出し、又は許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃業業者に返還すること。

三、四 (略)

五 放射性汚染物を許可使用者(第三号ただし書に規定する場合に事業所等を譲り受ける者に限る。)若しくは許可廃業業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

六 (略)

七 帳簿を備え、次に掲げる事項を記載すること。

イ 第一号の規定により輸出し、又は譲り渡した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ロ (略)

ハ 第二号の規定により輸出し、又は返還した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ニ 第三号の規定により放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した放射性汚染物の種類及び数量

いう。)は、次の各号に定めるところによる。ただし、販売又は賃貸の業に係る法第二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者(以下この条においてそれぞれ「販売廃止等業者」又は「賃貸廃止等業者」という。)については第六号及び第九号の規定を、表示付認証機器に係る法第二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者(以下この条において「表示付認証機器廃止等使用者」という。)については第六号から第九号までの規定を適用しない。

一 その所有する放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃業業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

二 その借り受けている放射性同位元素を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃業業者に返還すること。

三、四 (略)

五 放射性同位元素によつて汚染された物を許可使用者(第三号ただし書に規定する場合に事業所等を譲り受けるものに限る。)若しくは許可廃業業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

六 (略)

七 帳簿を備え、次に掲げる事項を記載すること。

イ 第一号の規定により譲り渡した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ロ (略)

ハ 第二号の規定により返還した放射性同位元素の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ニ 第三号の規定により放射性同位元素による汚染を除去したときに発生した放射性同位元素によつて汚染された物の種類

ホ 第五号の規定により譲り渡した放射性汚染物の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ヘ 第五号の規定により廃棄した放射性汚染物の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

ト 濃度確認を受けようとする許可取消使用者等にあつては、第二十四条第一項第五号に掲げる事項

ハ 次に掲げる条件のいずれかに該当する者に廃止措置の監督をさせること。

イ 許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日（法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の届出をしなければならない者に係る死亡、解散又は分割の日を除く。以下この条において「廃止日等」という。）における法第三十四条第一項各号の区分に従い当該各号に定める者（放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いていた場合にあつては医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造所において使用していた場合にあつては薬剤師を含む。

）

ロ （略）

九、十 （略）

2 法第二十八条第二項の規定による廃止措置計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法

二 放射性同位元素による汚染の除去の方法（廃棄物埋設の管理

及び数量

ホ 第五号の規定により譲り渡した放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量並びにその年月日及び相手方の氏名又は名称

ヘ 第五号の規定により廃棄した放射性同位元素によつて汚染された物の種類及び数量並びにその年月日、方法及び場所

（新設）

ハ 次に掲げる条件のいずれかに該当する者に廃止措置の監督をさせること。

イ 廃止日等における法第三十四条第一項各号の区分に従い当該各号に定める者（放射性同位元素又は放射線発生装置を診療のために用いていた場合にあつては医師又は歯科医師を、放射性同位元素又は放射線発生装置を薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造所において使用していた場合にあつては薬剤師を含む。）

ロ （略）

九、十 （略）

（新設）

の終了に係る措置にあつては、埋設した埋設廃棄物による放射線障害のおそれがないようにするために講ずる措置)

三 放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法

四 汚染の広がり防止その他の放射線障害の防止に関し講ずる措置

五 計画期間

3 廃止措置は、廃止措置計画の計画期間内にしなければならない。

4 法第二十八条第二項の届出(表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。)は、遅滞なく、別記様式第三十四の届書に廃止措置計画を添えて、しなければならない。

5 法第二十八条第三項の届出(表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。)は、別記様式第三十五の届書に変更後の廃止措置計画を添えて、しなければならない。

6 法第二十八条第五項の報告(表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。)に係る書面は、次の各号に掲げる書類の写しを添えた別記様式第三十六によるものとする。ただし、販売廃止等業者又は賃貸廃止等業者については第一号、第三号、第四号及び第五号の書類の写しを添えた当該様式によるものとする。

一 三 (略)

四 第一項第七号の帳簿(同号トに係る部分を除く。)

五 (略)

7 前項第五号の書類の写しについては、密封された放射性同位元素のみを使用していた許可取消使用者等であつて、許可証に記載された又は届け出た密封された放射性同位元素のすべてを廃止日等において所有し、又は所持していた者は、これを添えないこと

2 廃止措置は、廃止日等から三十日以内にななければならない。

(新設)

(新設)

3 法第二十八条第二項の報告に係る書面は、次の各号に掲げる書類の写しを添えた別記様式第三十五によるものとする。ただし、販売廃止等業者又は賃貸廃止等業者については第一号、第三号、第四号及び第五号の書類の写しを、表示付認証機器廃止等使用者については第一号の書類の写しを添えた当該様式によるものとする。

一 三 (略)

四 第一項第七号の帳簿

五 (略)

4 前項第五号の書類の写しについては、密封された放射性同位元素のみを使用していた法第十六条第一項に規定する許可取消等使用者であつて、許可証に記載された又は届け出た密封された放射性同位元素のすべてを廃止日等において所有し、又は所持してい

ができる。

8 第四項及び第五項の届書の提出部数は、それぞれ一通とする。

9 第六項の報告に係る書面の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。ただし、副本については、同項各号に規定する書類を添えることを要しない。

10 第四項若しくは第五項の届書又は第六項の報告に係る書面の提出は、第四項若しくは第五項の届出又は第六項の報告に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第四項若しくは第五項の届出又は第六項の報告をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで届け出、又は報告するものとする。

(表示付認証機器に係る使用の廃止等の届出等)

第二十六条の二 法第二十七条第一項又は第三項の規定による届出

(表示付認証機器届出使用者に係るものに限る。)は、遅滞なく、それぞれ別記様式第三十七又は別記様式第三十八の届書により、しなければならない。

2 法第二十八条第二項の届出(表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。)は、遅滞なく、法第二十七条第一項の届出をしなければならない者にあつては、別記様式第三十七の届書により、同条第三項の届出をしなければならない者にあつては、別記様式第三十八の届書により、しなければならない。

3 法第二十八条第三項の届出(表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。)は、別記様式第三十五の届書に変更後の廃止措置計画を添えて、しなければならない。

4 法第二十八条第五項の報告(表示付認証機器廃止等使用者に係るものに限る。)に係る書面は、前条第一項第一号及び第二号の

た者は、これを添えないことができる。

(新設)

(新設)

5 第三項の報告(表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。)に係る書面の提出は、当該報告に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第三項の報告をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで報告するものとする。

(新設)

措置を講じたことを証明する書面の写しを添えた別記様式第三十六によるものとする。

5 第一項から第三項までの届書及び第四項の報告に係る書面の提出部数は、それぞれ一通とする。

(譲渡しの制限)

第二十七条 法第二十九条第六号、第七号又は第八号の規定による放射性同位元素の譲渡しは、許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日から三十日以内にならなければならない。

(所持の制限)

第二十八条 法第三十条第六号から第十号までの規定により放射性同位元素を所持することができる期間は、許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日から三十日とする。

(危険時の措置)

第二十九条 (略)

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者に限る。)にあつては、第十五条第一項第三号(第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第一項、第三項、第四項及び第五項において準用する場合を含む。)及び第十八条の十三第八号の規定にかかわらず、文部科学

(譲渡しの制限)

第二十七条 法第二十九条第六号、第七号又は第八号の規定による放射性同位元素の譲渡しは、廃止日等から三十日以内にならなければならない。

(所持の制限)

第二十八条 法第三十条第六号、第七号又は第八号の規定により放射性同位元素を所持することができる期間は、許可の取消しの日、使用若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡若しくは解散の日から三十日とする。

(危険時の措置)

第二十九条 (略)

2 前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しゃへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくすること。この場合において、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者に限る。)にあつては、第十五条第一項第三号(第十九条第一項、第三項及び第五項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項第三号(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第十八条の十三第八

大臣が定める線量限度まで放射線に被ばくすることができる。

3 4 (略)

(放射能濃度の基準)

第二十九条の二 法第三十三条の二第一項の文部科学省令で定める基準は、各評価単位に含まれるすべての評価対象放射性同位元素のそれぞれについて、その平均放射能濃度の上限として文部科学大臣が定める放射能濃度とする。

(濃度確認の申請)

第二十九条の三 法第三十三条の二第一項の規定により濃度確認(登録濃度確認機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に、法第三十三条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い測定及び評価が行われたことを示した書類を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

3 第一項の申請書の提出は、当該申請に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の申請をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで申請するものとする。

4 登録濃度確認機関が行う法第三十三条の二第二項の濃度確認を受けようとする者は、別記様式第三十九の申請書に第一項の書類を添えて、これを当該登録濃度確認機関に提出しなければならない。

5 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

号の規定にかかわらず、文部科学大臣が定める線量限度まで放射線に被ばくすることができる。

3 4 (略)

(新設)

(新設)

(濃度確認)

第二十九条の四 文部科学大臣又は登録濃度確認機関は、法第三十条の二第二項の規定により、次に掲げる事項の確認を行うものとする。

- 一 濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が、法第三十三条の二第二項の認可を受けた方法に従い行われたこと。
- 二 濃度確認対象物に含まれる評価対象放射性同位元素の濃度が、第二十九条の二に規定する放射能濃度の基準を超えていないこと。

(濃度確認証の交付)

第二十九条の五 文部科学大臣又は登録濃度確認機関は、法第三十条の二第一項に規定する確認をしたときは、濃度確認証を交付する。

(測定及び評価の方法の認可の申請)

第二十九条の六 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第三十三条の二第二項の規定により、別記様式第四十の申請書に次に掲げる事項について説明した書類を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。
- 二 濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。
- 三 評価単位に関すること。
- 四 評価対象放射性同位元素の選択に関すること。
- 五 放射能濃度を決定する方法に関すること。

(新設)

(新設)

(新設)

六 放射線測定装置の選択及び測定条件等の設定に関すること。
七 放射能濃度の測定及び評価の信頼性を確保するための措置に関すること。
八 前各号に掲げる事項のほか、文部科学大臣が必要と認める事項

- 2 前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。
- 3 第一項の申請書の提出は、当該申請に係る所在地等が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の申請をする場合には、水戸原子力事務所長を経由しないで申請するものとする。

(測定及び評価の方法の認可の基準)

第二十九条の七 文部科学大臣は、法第三十三条の二第二項の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 評価単位は、その単位内の放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮し適切な重量であること。
- 二 評価対象放射性同位元素は、評価単位に含まれる放射性同位元素のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。
- 三 放射能濃度の決定が、濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し、放射線測定その他の適切な方法によるものであること。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性同位元素の組成比を用いた計算その他の方法により放射能濃度が決定されているものであること。
- 四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるもの

(新設)

であること。

イ 放射線測定装置は、濃度確認対象物の形状、材質、評価単位、汚染の状況等に応じ適切なものであること。

ロ 放射能濃度の測定条件は、第二十九条の二に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。

五 濃度確認対象物について、異物が混入されず、かつ、放射性同位元素によつて汚染されないよう適切な措置が講じられていること。

(放射線取扱主任者の選任等の届出)

第三十一条 法第三十四条第二項の規定による放射線取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十一の届書により、しなければならない。

2 (略)

(定期講習)

第三十二条 法第三十六条の二第一項の文部科学省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 (略)

二 届出販売業者及び届出貨貸業者（表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。）

三 (略)

2 3 4 (略)

(放射線取扱主任者の代理者の選任等)

第三十三条 (略)

(放射線取扱主任者の選任等の届出)

第三十一条 法第三十四条第二項の規定による放射線取扱主任者の選任及び解任の届出は、別記様式第三十六の届書により、しなければならない。

2 (略)

(定期講習)

第三十二条 法第三十六条の二第一項の文部科学省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 (略)

二 届出販売業者及び届出貨貸業者（表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素等の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。）

三 (略)

2 3 4 (略)

(放射線取扱主任者の代理者の選任等)

第三十三条 (略)

2 法第三十七条第三項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任の届出は、別記様式第四十二の届書により、しなければならない。

3 4 (略)

(受験手続)

第三十五条 試験を受けようとする者は、別記様式第四十三による放射線取扱主任者試験受験申込書に写真(受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を添え、これを文部科学大臣(法第三十五条第二項の登録をしたときは、登録試験機関)に提出しなければならない。

(合格証の交付等)

第三十五条の二 文部科学大臣は、試験に合格した者に対し、別記様式第四十四による放射線取扱主任者試験合格証(以下「合格証」という。)を交付するとともに、試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。

(合格証の再交付)

第三十五条の三 合格証を汚し、損じ、又は失った者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十五による放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 3 (略)

(受講手続)

第三十五条の五 法第三十五条第八項の資格講習を受けようとする

2 法第三十七条第三項の規定による放射線取扱主任者の代理者の選任及び解任の届出は、別記様式第三十七の届書により、しなければならない。

3 4 (略)

(受験手続)

第三十五条 試験を受けようとする者は、別記様式第三十八による放射線取扱主任者試験受験申込書に写真(受験申込み前一年以内に帽子を付けないで撮影した正面上半身像のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)を添え、これを文部科学大臣(法第三十五条第二項の登録をしたときは、登録試験機関)に提出しなければならない。

(合格証の交付等)

第三十五条の二 文部科学大臣は、試験に合格した者に対し、別記様式第三十九による放射線取扱主任者試験合格証(以下「合格証」という。)を交付するとともに、試験に合格した者の氏名を官報で公告するものとする。

(合格証の再交付)

第三十五条の三 合格証を汚し、損じ、又は失った者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十による放射線取扱主任者試験合格証再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 3 (略)

(受講手続)

第三十五条の五 法第三十五条第八項の資格講習を受けようとする

者（登録資格講習機関が行う資格講習を受けようとする者を除く。）は、別記様式第四十六による放射線取扱主任者講習受講申込書に合格証の写しを添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者にあつては、合格証の写しを添えることを要しない。

2 登録資格講習機関が行う資格講習を受けようとする者は、別記様式第四十六の申込書に合格証の写しを添えて、当該登録資格講習機関に提出しなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者にあつては、合格証の写しを添えることを要しない。

（講習修了証の交付）

第三十五条の六 文部科学大臣又は登録資格講習機関は、資格講習を修了した者に対し、別記様式第四十七による放射線取扱主任者講習修了証（以下「講習修了証」という。）を交付する。

（講習修了証の再交付）

第三十五条の七 講習修了証（登録資格講習機関が行う資格講習に係るものを除く。次項において同じ。）を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十八による放射線取扱主任者講習修了証再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 （略）

3 登録資格講習機関が行う資格講習に係る講習修了証を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十八の申請書を当該登録資格講習機関に提出しなければならない。

4 （略）

者（登録資格講習機関が行う講習を受けようとする場合を除く。）は、別記様式第四十一による放射線取扱主任者講習受講申込書に合格証の写しを添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする場合にあつては、合格証の写しは不要とする。

2 登録資格講習機関が行う資格講習を受けようとする者は、別記様式第四十一の申込書に合格証の写しを添えて、当該登録資格講習機関に提出しなければならない。

（講習修了証の交付）

第三十五条の六 文部科学大臣又は登録資格講習機関は、資格講習を修了した者に対し、別記様式第四十二による放射線取扱主任者講習修了証（以下「講習修了証」という。）を交付する。

（講習修了証の再交付）

第三十五条の七 講習修了証（登録資格講習機関が行う資格講習に係るものを除く。次項において同じ。）を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十三による放射線取扱主任者講習修了証再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 （略）

3 登録資格講習機関が行う資格講習に係る講習修了証を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十三の申請書を当該登録資格講習機関に提出しなければならない。

4 （略）

(免状の様式)

第三十六条 放射線取扱主任者免状（以下「免状」という。）の様式は、別記様式第四十九のとおりとする。

(免状の交付)

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第五十による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、文部科学大臣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（次条において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写し又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書を提出させることができる。

(免状の訂正)

第三十七条 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第五十一による放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、文部科学大臣は、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状を受けた者に対し、住民票の写し又は外国人登録法の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書を提出させることができる。

(免状の様式)

第三十六条 放射線取扱主任者免状（以下「免状」という。）の様式は、別記様式第四十四のとおりとする。

(免状の交付)

第三十六条の二 免状の交付を受けようとする者は、別記様式第四十五による放射線取扱主任者免状交付申請書に、合格証及び講習修了証（法第三十五条第一項の第三種放射線取扱主任者免状に係る場合にあつては、講習修了証）を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、文部科学大臣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、当該申請書を提出した者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（次条において「本人確認情報」という。）を利用することができないときは、免状を受けようとする者に対し、住民票の写し又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書を提出させることができる。

(免状の訂正)

第三十七条 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、別記様式第四十六による放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを文部科学大臣に提出しなければならない。この場合において、文部科学大臣は、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により本人確認情報を利用することができないときは、免状を受けた者に対し、住民票の写し又は外国人登録法の規定による登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書を提出させることができる。

(免状の再交付)

第三十八条 免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第五十二による放射線取扱主任者免状再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2、3 (略)

(研修修了証の交付)

第三十八条の二 文部科学大臣は、法第三十六条の三第二項の規定による研修を修了した者に対し、別記様式第五十三による研修修了証を交付する。

(研修の課目等)

第三十八条の三 前条に定めるもののほか、研修の課目、研修の時間数その他研修に関し必要な事項は、文部科学大臣が法第三十六条の三第一項の規定による指示の都度定める。

(報告の徴収)

第三十九条 許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

一、六 (略)

七 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下この項において同じ。）にあつては五ミリシーベルト、放

(免状の再交付)

第三十八条 免状を汚し、損じ、又は失つた者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四十七による放射線取扱主任者免状再交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2、3 (略)

(研修修了証の交付)

第三十八条の二 文部科学大臣は、法第三十六条の三第二項の規定による研修を修了した者に対し、別記様式第四十八による研修修了証を交付する。

(研修の課目等)

第三十八条の三 前条に定めるもののほか、研修の課目、研修の時間数その他研修に関し必要な事項は、文部科学大臣が法第三十六条の三第一項の規定による指示のつど定める。

(報告の徴収)

第三十九条 許可届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

一、六 (略)

七 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。以下本項において同じ。）にあつては五ミリシーベルト、放射

放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八〇九 (略)

2 許可届出使用者又は許可廃棄業者(法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。)

は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、別記様式第五十四により三十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

3 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者(法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者を除く。)

は、別記様式第五十五による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして文部科学大臣が定めるもの(以下この条において「特定放射性同位元素」という。)について、当該各号に定める行為を行つたときは別記様式第五十六により、廃棄を行つたときは別記様式第五十七により、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を当該行為を行つた日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。ただし、許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者と届出販売業者又は届出賃貸業者との間における次の各号に定める行為(製造、輸入及び輸出を除く。)であつて、当該行為に係る許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者の工場又は事業所と届出販売業者又は届出賃貸業者の販売所又は賃貸事業所が同一であるときは、その報告を省略することができる。

一 許可届出使用者 製造、輸入、受入れ、輸出又は払出し

線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

八〇九 (略)

2 許可届出使用者又は許可廃棄業者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を、別記様式第四十九により三十日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

3 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者は、別記様式第五十による報告書を毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして文部科学大臣が定めるもの(以下この条において「特定放射性同位元素」という。)について、当該各号に定める行為を行つたときは別記様式第五十一により、廃棄を行つたときは別記様式第五十二により、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を当該行為を行つた日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。ただし、許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者と届出販売業者又は届出賃貸業者との間における次の各号に定める行為(製造、輸入及び輸出を除く。)であつて、当該行為に係る許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者の工場又は事業所と届出販売業者又は届出賃貸業者の販売所又は賃貸事業所が同一であるときは、その報告を省略することができる。

一 許可届出使用者 製造、輸入、受入れ又は払出し

二〇三 (略)

5 許可届出使用者は、前項の規定により報告を行つた特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなつたときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を別記様式第五十七により変更の日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。この場合において、一連の行為として受入れ又は払出しを行つたときは、前項の報告を併せて行うことができる。

6 許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者(法第二十八条第七項の規定により許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者とみなされる者を除く。)は、毎年三月三十一日に所持している特定放射性同位元素について、別記様式第五十八により、同日の翌日から起算して三月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

七〇八 (略)

(身分を示す証明書)

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第五十九及び別記様式第六十によるものとする。

(連絡の特例)

第四十一条の二 法第四十七条第二項の文部科学省令で定める届出又は報告は、法第三条の三の届出並びに表示付認証機器に係る法第二十七条第一項及び第三項の届出並びに法第二十八条第五項の報告とする。

二〇三 (略)

5 許可届出使用者は、前項の規定により報告を行つた特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなつたときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を別記様式第五十二により変更の日から十五日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。この場合において、一連の行為として受入れ又は払出しを行つたときは、前項の報告を併せて行うことができる。

6 許可届出使用者又は表示付認証機器届出使用者は、毎年三月三十一日に所持している特定放射性同位元素について、別記様式第五十三により、同日の翌日から起算して三月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

七〇八 (略)

(身分を示す証明書)

第四十一条 法第四十三条の二第三項に規定する同条第一項の規定により立入検査を行う放射線検査官の身分を示す証明書及び同条第二項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第五十四及び別記様式第五十五によるものとする。

(連絡の特例)

第四十一条の二 法第四十七条第二項の文部科学省令で定める届出は、法第三条の三の届出並びに表示付認証機器届出使用者の行う法第二十七条第一項及び第三項の届出とする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、文部科学大臣が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第六十一のフレキシブルディスク提出票（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することにより行うことができる。

一〜四 (略)

2 (略)

別表（第十四条の七―第十四条の十一、第十五条、第十九条関係）

| 区 分 | 標 識 | 大きさ | 標識を付ける箇所 |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------|------------------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 汚染検査室（第十四条の七第一項第九号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第九号及び第十四条の十一第一項第十号） | (略) | (略) | (略) |
| 放射化物保管設備（第十四条の七第一項第九号） | 放射能標識の上部に「放射化物保管設備」の文字を、下部に「 | 放射能標識は、半径十センチメートル | 放射化物保管設備の外部に通ずる部 |

(フレキシブルディスクによる手続)

第四十二条 次の各号に掲げる書類の提出については、文部科学大臣が定めるところにより、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五十六のフレキシブルディスク提出票（次項において「フレキシブルディスク等」という。）を提出することにより行うことができる。

一〜四 (略)

2 (略)

別表（第十四条の七―第十四条の十一、第十九条関係）

| 区 分 | 標 識 | 大きさ | 標識を付ける箇所 |
|------------------------------------|------|------|----------|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 汚染検査室（第十四条の七第一項第九号及び第十四条の十一第一項第十号） | (略) | (略) | (略) |
| (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |

| | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 管理区域（許可使用者が法第十条第六項の規定により使用の場所の変更を届け出て行う放射性同位元素若しくは放射線発生装置の使用又は届出使用者が行う使用若しくは廃棄の場所に係るものを除 | (略) | 貯蔵室又は貯蔵箱（第十四条の九第七号及び第十四条の十において準用する第十四条の九第七号） | 放射化物保管設備に備える容器（第十四条の七第一項第九号） | |
| 放射能標識の上部に「管理区域」の文字及びその真下に「（使用施設）」、「（廃棄物詰替施設）」、「（貯蔵施設）」、「 | (略) | (略) | 放射能標識の上部に「放射化物」の文字を記入すること。 | 許可なくして立ち入りを禁ず」の文字を記入すること。 |
| 放射能標識は、半径十センチメートル以上とすること。 | (略) | (略) | 放射能標識は、半径二・五センチメートル以上とすること。 | ル以上とすること。 |
| 管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないように | (略) | (略) | 容器の表面 | 分又はその付近 |

| | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------|------|--|
| 管理区域（届出使用者の使用又は廃棄の場所に係るものを除く。）の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設（第十四条の七第一項第九号、第十四条の九第七号 | (略) | 貯蔵室又は貯蔵箱（第十四条の九第七号） | (新設) | |
| 放射能標識の上部に「管理区域」の文字及びその真下に「（使用施設）」、「（廃棄物詰替施設）」、「（貯蔵施設）」、「 | (略) | (略) | (新設) | |
| 放射能標識は、半径十センチメートル以上とすること。 | (略) | (略) | (新設) | |
| 管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないように | (略) | (略) | (新設) | |

| | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------------------------------|
| <p>く。)の境界に設けるさ くその他の人がみだりに 立ち入らないようにする ための施設(第十四条の 七第一項第九号、第十四 条の八において準用する 第十四条の七第一項第九 号、第十四条の九第七号 、第十四条の十において 準用する第十四条の九第 七号、第十四条の十一第 一項第十号及び同条第三 項第五号)</p> | <p>許可使用者が法第十条第 六項の規定により使用の 場所の変更を届け出て行 う放射性同位元素又は放 射線発生装置の使用の場 所に係る管理区域(第十 五条第一項第十三号)</p> | <p>(廃棄物貯蔵施 設)「又は「(廃棄施設)」の 文字を、下部に 「許可なくして 立入りを禁ず」 の文字を記入す ること。</p> | <p>同右</p> | <p>するため の施設の 出入口又 はその付 近</p> |
| <p>、第十四条の十一第一項 第十号及び同条第三項第 五号)</p> | <p>(新設)</p> | <p>(廃棄物貯蔵施 設)「又は「(廃棄施設)」の 文字を、下部に 「許可なくして 立入りを禁ず」 の文字を記入す ること。</p> | <p>(新設)</p> | <p>するため の施設の 出入口又 はその付 近</p> |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | |
|---------------------------------------------------|-----|-----|-----|
| 届出使用者が行う使用又は廃棄の場所に係る管理区域（第十五条第一項第十三号及び第十九条第四項第二号） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

| | | | |
|-------------------------------------------------|-----|-----|-----|
| 届出使用者の使用又は廃棄の場所に係る管理区域（第十五条第一項第十三号及び第十九条第四項第二号） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

